

監査の結果に基づく措置について

地方自治法第199条第14項の規定により、千歳市長から令和2年度定期監査（第3回工事監査）の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和3年9月9日

千歳市監査委員 千葉英二

千歳市監査委員 松倉美加

課	指摘事項	講じた措置
水道局水道整備課	<p>【(2)本町1丁目外水道管改良工事】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負契約に係る書面において、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に定められた記載事項となっていなかった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水道整備課では、令和3年8月31日に、工事請負契約において必要となる建設リサイクルに係る事務手続きのうち「特定建設資材廃棄物の再資源化が完了した場合」について、適正に処理するよう課内研修を行った。また、受注業者に対しては、建設リサイクル法の趣旨に基づき、適正に報告するよう指導した。</li> </ul>

(担当：水道局水道整備課)